

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年9月2日

【会社名】 東日本ハウス株式会社

【英訳名】 HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田和幸

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市長田町2番20号  
(注)上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は  
下記「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋四丁目3番8 東日本飯田橋ビル

【電話番号】 (03)5215 9905

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務統轄本部長 名取弘文

【縦覧に供する場所】 東日本ハウス株式会社 埼玉支店  
(埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目22番地9)  
東日本ハウス株式会社 横浜支店  
(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番地8)  
東日本ハウス株式会社 名古屋支店  
(愛知県名古屋市中区千代田五丁目11番35号)  
東日本ハウス株式会社 姫路支店  
(兵庫県姫路市飾摩区野田町71番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社及び株式会社ホテル東日本（以下、「ホテル東日本」といいます。）は、平成26年9月2日開催のそれぞれの取締役会において、下記のとおり当社を完全親会社とし、ホテル東日本を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ホテル東日本
本店の所在地	岩手県盛岡市大通三丁目3番18号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 直一
資本金	83百万円（平成25年10月31日現在）
純資産	1,129百万円（平成25年10月31日現在）
総資産	3,473百万円（平成25年10月31日現在）
主な事業内容	ホテルの経営、レストランの経営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益又は純損失

決算期	平成23年10月期	平成24年10月期	平成25年10月期
売上高	6,300百万円	7,174百万円	7,047百万円
営業利益	72百万円	233百万円	285百万円
経常利益	92百万円	229百万円	277百万円
純利益又は純損失	2百万円	146百万円	167百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
東日本ハウス(株)	99.60
浅野 勝昭	0.09
(株)丸藤	0.04
石橋 誠	0.03
中川総業(株)	0.03

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	東日本ハウスは、ホテル東日本の発行済株式総数の99.60%、総株主の議決権の99.60%に相当する数の株式を保有しております。
人的関係	東日本ハウスの監査役1名がホテル東日本の監査役に就任しております。
取引関係	東日本ハウスはホテル東日本とホテル・リゾート施設等の賃貸取引をしております。

(2) 本株式交換による完全子会社化の目的

当社グループにおいて、ホテル東日本は主に当社の所有するホテルの運営を行っております。この度、当社は、当社グループにおける保有資産の効率的な活用、迅速な意思決定によりグループ運営の機動性を高め、グループ経営を一層強化し、より効率的な経営体制を確立することを目的として、ホテル東日本を完全子会社とすることといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ホテル東日本を株式交換完全子会社とする株式交換です。平成26年9月2日に締結した株式交換契約に基づき、平成26年10月7日(予定)を効力発生日として本株式交換を実施します。当社は、本株式交換により、ホテル東日本株式1株に対して、当社の普通株式0.16株を割当て交付しますが、交付する株式は当社が保有する自己株式(平成26年7月31日現在97,464株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。また、ホテル東日本については、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

ホテル東日本株式1株に対して、当社の普通株式0.16株を割当て交付します。ただし、当社が保有するホテル東日本の株式7,096,600株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

その他の株式交換契約の内容

当社がホテル東日本との間で、平成26年9月2日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

東日本ハウス株式会社(以下、「甲」という。)と株式会社ホテル東日本(以下、「乙」という。)は、以下のとおり株式交換契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換(以下、「本株式交換」という。)を行う。

第2条(商号及び住所)

本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：東日本ハウス株式会社

住所：岩手県盛岡市長田町2番20号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社ホテル東日本

住所：岩手県盛岡市大通三丁目3番18号

第3条(株式交換に際して交付する株式の割当て)

甲は本株式交換に際して、甲の保有する自己の普通株式4,608株を、効力発生日(第5条で定義される。)の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主(ただし、甲は除く。以下、「本割当対象株主」という。)に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.16株の割合をもって割当交付する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び資本準備金の各金額は、以下のとおりとする。

- （1）資本金の額：0円
- （2）資本準備金の額：法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

#### 第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成26年10月7日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第6条（株主交換契約承認総会）

本株式交換は、簡易株式交換（会社法第796条第3項）及び略式株式交換（会社法第784条第1項）に該当するため、甲及び乙において、株主総会は開催しない。

#### 第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行う。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、これを解決する。

以上、本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年9月2日

（甲） 岩手県盛岡市長田町2番20号  
東日本ハウス株式会社  
代表取締役社長 成田 和幸（印）

（乙） 岩手県盛岡市大通三丁目3番18号  
株式会社ホテル東日本  
代表取締役社長 鈴木 直一（印）

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の考え方

算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及びホテル東日本と利害関係を有しない第三者機関として、株式会社ラークス会計に算定を依頼しました。

株式会社ラークス会計は、当社の株式価値について、当社が東京証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価法（株価の変動リスクを考慮し、平成26年9月1日を評価基準日とし、評価基準日以前の1ヵ月間の出来高加重平均株価を採用）により算定を行っております。また、ホテル東日本の株式価値については、当社が非上場会社であることから、DCF法および純資産法により、算定を行っております。

上記の算定に基づく、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

株式交換比率の算定結果
0.146 ~ 0.172

当社及びホテル東日本は、上記算定結果に基づき交渉・協議を行い、前記(3)のとおり交換比率を決定し、それぞれの取締役会において決議いたしました。なお、上記の算定の前提として、当社及びホテル東日本はいずれも大幅な増減益等は見込んでおりません。

算定機関との関係

株式会社ラークス会計は、当社及びホテル東日本とは独立した算定機関であり、当社またはホテル東日本の関連当事者には該当せず、重要な利害関係はございません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東日本ハウス株式会社
本店の所在地	岩手県盛岡市長田町2番20号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 成田 和幸
資本金	3,873百万円
純資産	現時点では確定しておりません。
総資産	現時点では確定しておりません。
主な事業内容	住宅の請負・建築及び宅地の造成・販売事業

以上